

# 研究制度の期中評価書

平成19年3月  
農林水産省

# 目 次

1. 評估書 .....	
2. 評估個票 .....	
3. 評估關係資料 .....	
4. 參考資料 .....	

## 研究制度の評価書（期中評価）

1. 評価の対象とした政策	
<p>平成18年度をもって5年を経過する以下の研究制度を対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業</li></ul>	
2. 評価を担当した部局及びこれを実施した期間	
<p>本評価は、平成19年3月農林水産技術会議事務局の本研究制度の担当課が作成した評価資料及び自己評価結果をもとに、農林水産技術会議評価専門委員会が評価結果を取りまとめた。（評価専門委員会の評価結果の決定をもって農林水産技術会議の評価結果の決定となる。）</p>	
3. 評価の観点	
<p>有効性の観点として、①研究目標の達成度、②研究目標の達成可能性、③研究成果の実績・インパクト、④必要なデータを取得する仕組みの有効性について、効率性の観点として、①本制度の対象者等の妥当性、②進行管理の仕組みの妥当性、③投入した資源と比べた成果の妥当性について、必要性の観点として、事前評価時以降の農林漁業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況の変化を踏まえた上での、①農林水産研究基本計画等関連する上位計画との関連の明確性、②国が関与して実施又は推進する必要性、③社会的ニーズから見た重要性について、それぞれ評価するとともに、それぞれの観点を勘案して総合的な評価を行った。</p>	
4. 政策効果の把握の手法及びその結果	
<p>農林水産技術会議事務局の本研究制度担当課が、制度の目的、目標、制度の仕組み及び現時点までの成果等の評価資料をまとめ、それらのデータに基づき高い見識や高度の専門知識を有する学識経験者等から構成される評価専門委員会から意見を聴くことにより、研究成果の発現状況、成果の活用・普及状況といった政策効果について把握した。</p>	
5. 学識経験を有する者の知見の活用	
<p>学識経験者等から構成される評価専門委員会において評価結果を決定することにより、客観性及び透明性の確保を図った。</p>	

## 6. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の基本資料として、事業費総額、研究制度の概要、目標、内容、実施体制、進行管理、上位計画との関係等に係る資料を使用した。

なお、評価に用いた資料については、知的財産権等の配慮から公開できないものを除き、ホームページや農林水産省農林水産技術会議事務局政策評価担当窓口において閲覧可能となっている。

## 7. 評価の結果

研究制度の推進状況は高く評価できるが、より一層効率的な制度運用を図るための見直し及び研究成果の普及を一層促進するための取組が必要である。

なお、詳細な評価結果は、個票の通りである。

# 票 個 価 評

## 評価個票

<b>研究制度名</b>	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	<b>研究期間</b>	平成14～23年度
<b>事業費</b>	事業総額416億円 (平成18年度までの執行額155億円、平成19年度予算額52億円)		
<p><b>[制度の概要]</b>            研究課題の公募及び研究実施にあたっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究を促進する仕組みを創設し、生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図る。</p>			
<b>目 標</b>	研究課題の事後評価において、「当初計画を達成した」と評価された課題の割合が全体の80%以上		
<p><b>[有効性]</b></p> <p><b>a. 研究目標の達成度</b>            本制度においては、外部専門家による評価が行われ、事前評価では目標の明確性を、事後評価では目標の達成度を含めた評価が行われている。            制度開始以来、これまでに終了した84課題（平成16年度26課題、平成17年度58課題）において、「当初計画を達成した」と評価された課題は76課題で、全課題に対する割合は90%であり、目標（80%）を上回っている。            以上から、研究目標の達成度は「高い」と判断される。</p> <p><b>b. 研究目標の今後の達成可能性</b>            事前評価を競争的環境で実施していること（平成18年度の採択率：27%）、平成17年度から全課題を対象とした中間評価を導入していること、これまでの終了課題の目標達成率は90%であること、さらに、農林水産技術会議事務局研究開発企画官等のプログラムオフィサーが選定課題のチェック、評価結果の研究計画の反映、フォローアップ等の一連の研究管理を一貫して対応する実施体制が整備されていることから、研究目標の今後の達成可能性は「やや高い」と判断される。</p> <p><b>c. 成果の実績・インパクト</b>            本制度において、これまでに終了した84課題の研究期間中に得られた成果として、論文発表364件、学会等発表1,007件、出版図書272件、特許権等出願55件（研究期間中）などが多数挙がっている。            また、研究成果の普及・実用化が進みつつある事例としては、①残留農薬評価のための迅速検出法の開発（地域特産農作物の農薬の適用拡大を可能にするため、作物群における残留性の評価手法として、生産現場で迅速かつ簡易に残留農薬検査を実施する方法を開発）、②原産地表示判別技術の開発（野菜（イチゴ、ブロッコリー）・茶及びウメについて、国産と外国産の原産地判別技術を開発）、③寒締め野菜の生産支援システムの開発（冬の寒さを利用して栄養価を高める寒締め野菜の栽培のための作型、生育モデルを開発）などがあり、行政機関や農林水産業の現場で活用され始めている。            以上から、成果の実績・インパクトは「やや高い」と判断される。            なお、研究制度が新しく、今後多くの研究成果が出ることが見込まれるため、これらの研究成果の普及を促進させるための取組が必要である。</p> <p><b>d. 必要なデータを取得する仕組みの有効性</b>            研究課題の採択時（事前評価）において、明確な目標設定を行う仕組みとなっており、また、毎年度末に事業実績報告書の提出を求め、研究成果・進捗状況等の把握に努めるとともに、適宜助言、指導を与えることができる体制を整えている。</p>			

なお、平成16～17年度に終了した課題の研究成果の普及は、これからであるため成果の波及効果を把握するため、引き続きフォローアップ調査を確実に実施する必要がある。

以上から、必要なデータを取得する仕組みの有効性は「やや高い」と判断される。

[効率性]

a. 本制度の対象者等の妥当性

本制度においては、産学官連携による共同研究グループを対象としており、本制度の対象者等の妥当性としては「妥当」と判断される。

b. 進行管理の仕組みの妥当性

本制度では、プログラムオフィサーの指導の下、各課題の研究計画を適正に推進するとともに、外部有識者による中間評価を、平成17年度から全課題を対象として実施しており、研究期間中に課題の継続の可否、内容の見直し等が行える仕組みとしている。

また、各課題の研究実施者等で構成される「推進会議」において、平成17年度から外部専門家の意見を聴取するよう指導し、より一層の研究推進の強化を図っている。

以上のことから、進行管理の仕組みの妥当性は「概ね妥当」と判断される。

ただし、研究タイプの細分化は、課題を明確化しその解決に向けた研究を多く開始する等の成果をおさめてきたが、一方で、制度を複雑化し、さらに、実施課題数の増加に伴い、研究の推進状況のチェックや指導の負担が増大しており、今後、本制度をより一層効率的に実施するための見直しが必要となっている。

c. 投入した資源と比べた成果の妥当性

これまで終了した研究課題においては、以下のような研究成果の普及・実用化が進みつつあり、投入した資源に比べた成果の妥当性は「概ね妥当」と判断される。

①行政施策に対応した研究成果

○野菜・茶・ウメや輸入アサリの国内と外国の原産地判別技術を開発し、行政機関等での活用が進んでいる。

②農家の収益向上に繋がる研究成果

○かき刀根早生果実の軟化を防止するため、従来より防湿能力の向上した、低価格な段ボール箱の導入により流通経費が年約1,000万円（ケース×価格差）節減された。（平成18年和歌山県へ100万ケース導入、段ボール価格差10円/ケース）

○袋培地と施肥・灌水制御を組み合わせたトマト袋培地生産システムの導入により、資材経費の低減と労働時間の短縮が図られ、農家の収益性向上に繋がっている。（平成18年愛知県トマト農家を中心に50戸（5.5ha）に普及、慣行栽培に比し資材経費（初期投資分除く）で約40%減、労働時間で約20%減）

③硬さを制御した新食品開発の研究成果

○そしゃく困難者用に硬さを制御し新食品（大豆、たけのこ、ふき等）を開発し、平成19年4月から福祉施設を対象として販売を開始する予定で、数千万円程度の販売額が見込まれている。

[必要性]

a. 農林水産基本計画等関連する上位計画との関係の明確性

「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）」においては、「農林水産研究基本計画を新たに策定する。この計画の下で、競争的研究資金制度等を活用するなど、産学官の連携を強化する。また、新技術の開発と並行して担い手による現地実証を行うなどにより、生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図る。」ことが明記されている。

「農林水産研究基本計画（平成17年3月農林水産技術会議決定）」においては、「競争的研究資金制度の活用を積極的に推進する。」ことが明記されている。

第3期科学技術基本計画においては、「競争的な研究開発環境の形成に貢献する

科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。」と明記されている。

以上から、上位計画との関係の明確性は「高い」と判断される。

**b. 国が関与して実施又は推進する必要性**

農林水産現場における課題に即時に対応できる産学官の技術シーズを活用した研究開発にかかる競争的研究資金であり、このように産学官を結集して広範な研究を実施する体制を整えるためには、国が関与して推進する必要がある。

また、我が国が今後取り組む研究開発の重点目標を示した農林水産研究基本計画など国の施策に対応した研究開発を行うことから、国が関与して実施又は推進する必要性は「高い」と判断される。

**c. 社会的ニーズから見た重要性**

本制度は、地域経済の活性化や「食料・農業・農村計画（平成17年3月閣議決定）」の具体化を図る上で、農林水産業の生産現場のニーズに対応した新技術の開発を推進しており、これまでも、①行政施策の実行に関するニーズへの機動的な対応、②県域を越える多様な形態での産学官の連携を助長、③限りある研究開発資源を効果的・効率的に活用するための府省間の連携強化等のニーズに応えてきた。

以上から社会的ニーズから重要性は「高い」と判断される。

**【総括評価】**

有効性、効率性、必要性の観点から総合的に評価を行った結果、本研究制度は「高く評価できる」と判断される。

なお、より一層効率的な制度運用を図るための見直し及び研究成果の普及を一層促進させるための取組が必要である。



# 評 価 関 係 資 料

## 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

### 1 研究目的

#### (1) 解決すべき問題点（ニーズ）及びその現在の状況

研究課題の公募及び研究実施にあたっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究を促進する仕組みを創設し、生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図る。

#### (2) 本研究制度が解決しようとしている事項

本研究制度が解決しようとしている事項は、以下のとおりである。

- ・全国ベース及び地方ベースでの農林水産施策推進上の重点課題の解決
- ・先端的農業経営を支える研究開発の高度化
- ・地産地消や食品産業等地場産業の育成、加速化
- ・地域で抱える共通問題の効率的・効果的な解決
- ・生産現場に密着した科学技術の振興により地域経済の活性化
- ・府省間連携の強化により他分野の技術シーズの活用、発展
- ・安全・安心な生活の実現

#### (3) 上位計画等

「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）」においては、「農林水産研究基本計画を新たに策定する。この計画の下で、競争的研究資金制度等を活用するなど、産学官の連携を強化する。また、新技術の開発と並行して担い手による現地実証を行うなどにより、生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図る。」ことが明記されている。

「農林水産研究基本計画（平成17年3月農林水産技術会議決定）」においては、「競争的研究資金制度の活用を積極的に推進する。」ことが明記されている。

第3期科学技術基本計画においては、「競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。」と明記されている。

以上から、上位計画との関係の明確性は高い。

### 2 研究目標とその実績値

#### (1) 研究目標

研究課題の事後評価において、「当初計画を達成した」と評価された課題の割合が全体の割合の80%以上とする。

#### (2) 研究実績

本制度開始以来、これまでに終了した84課題（平成16年度26課題、平成17年度58課題）において、「当初計画を達成した」と評価された課題は76課題で、全課題に対する割合は90%であり、目標（80%）を上回っている。

以上から、研究目標の達成度は高いと判断される。

○終了課題の事後評価結果

終了年度	目標達成した課題	目標未達成な課題	合計
H16	24 (92%)	2	26
H17	52 (90%)	6	58

注：目標達成した課題は、3点以上（満点：5点）の課題の合計である。

### (3) 研究成果と経済・社会等への波及効果

本制度において、これまでに終了した84課題の成果として、研究期間中の論文発表364件、学会等発表1,007件、出版図書272件、特許権等出願55件など多数の成果が得られており、研究成果の普及・実用化に関しては、新しい栽培・施肥技術の開発、農産物の流通・加工技術の開発、生産現場を支援するシステムの開発、行政機関が使用する検査機器や判別技術の開発など数多くの研究成果があがっている。

なお、事例を別紙に示す。

## 3 制度概要

### (1) 公募条件

本事業は下記のⅠ～Ⅳのセクターのうち2以上のセクターの研究機関から構成される共同研究グループからの応募が必須である。共同研究グループを構成する機関は、国からの委託契約における受託者としての一切の中核機関と共同機関と、中核機関からの委託を受ける受託者としての契約責任を有する共同機関で構成される。

セクターⅠ	都道府県、市町村長及び公立試験研究機関
セクターⅡ	大学及び大学共同利用機関
セクターⅢ	独立行政法人、特殊法人及び認可法人
セクターⅣ	民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

### (2) 採択方法

- ① 外部専門家による一次審査（書面審査）の結果をもとに、二次審査（ヒアリング審査）の対象課題を選定する。
- ② 外部専門家を構成員とする研究課題評価分科会を開催し、研究総括者に対するヒアリング審査を実施する。（審査基準は、必要性、効率性、有効性）
- ③ ②の結果、一定水準以上の評価が得られた課題を採択する。

### (3) 進行管理

本制度では、農林水産技術会議事務局研究開発企画官等をプログラムオフィサーとした指導の下、研究計画の適正な推進を図るとともに、外部有識者による中間評価を、平成17年度から全課題を対象として（研究実施期間が3年間である研究課題については2年目に、4或いは5年間である研究課題については3年目）実施することとしており、研究期間中に課題の継続の可否、内容の見直し等が行える仕組みとしている。

また、各課題の研究実施者等で構成される「推進会議」において、平成17年度から外部専門家の意見を聴取するよう指導し、より一層の研究推進の強化を図っている。

さらに、研究終了時には、外部専門家による事後評価を行い、その結果を新たな課題採択にかかる評価に役立てている。

#### (4) 類似制度との違い

農林水産省が所管する競争的研究資金制度には、以下の4制度があり、それぞれに異なる研究目的・ステージを対象として役割分担を図り、基礎から応用に至る分野をカバーしている。

##### ●農林水産省直轄の事業

###### □「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」

農林水産業における栽培管理、飼養管理、病害の防除技術等、生産現場に密着した課題解決のための研究

###### □「産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業」

農林水産業・食品産業において、食品産業の競争力強化、地域材利用拡大推進等、省内担当局庁が定めた政策課題解決に資する研究

##### ●(独)農業・食品産業技術総合研究機構が配分機関の事業

###### □「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」

農林水産業・食品産業に関する基礎的知見を蓄積するための研究

###### □「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」

異分野の研究者が共同研究により、将来的に新しい産業の創出につながる応用的な研究

#### 4 その他参考資料

- ・高度化事業の普及・実用化の事例
- ・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の概要（平成19年度）
- ・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の推進状況
- ・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の応募状況

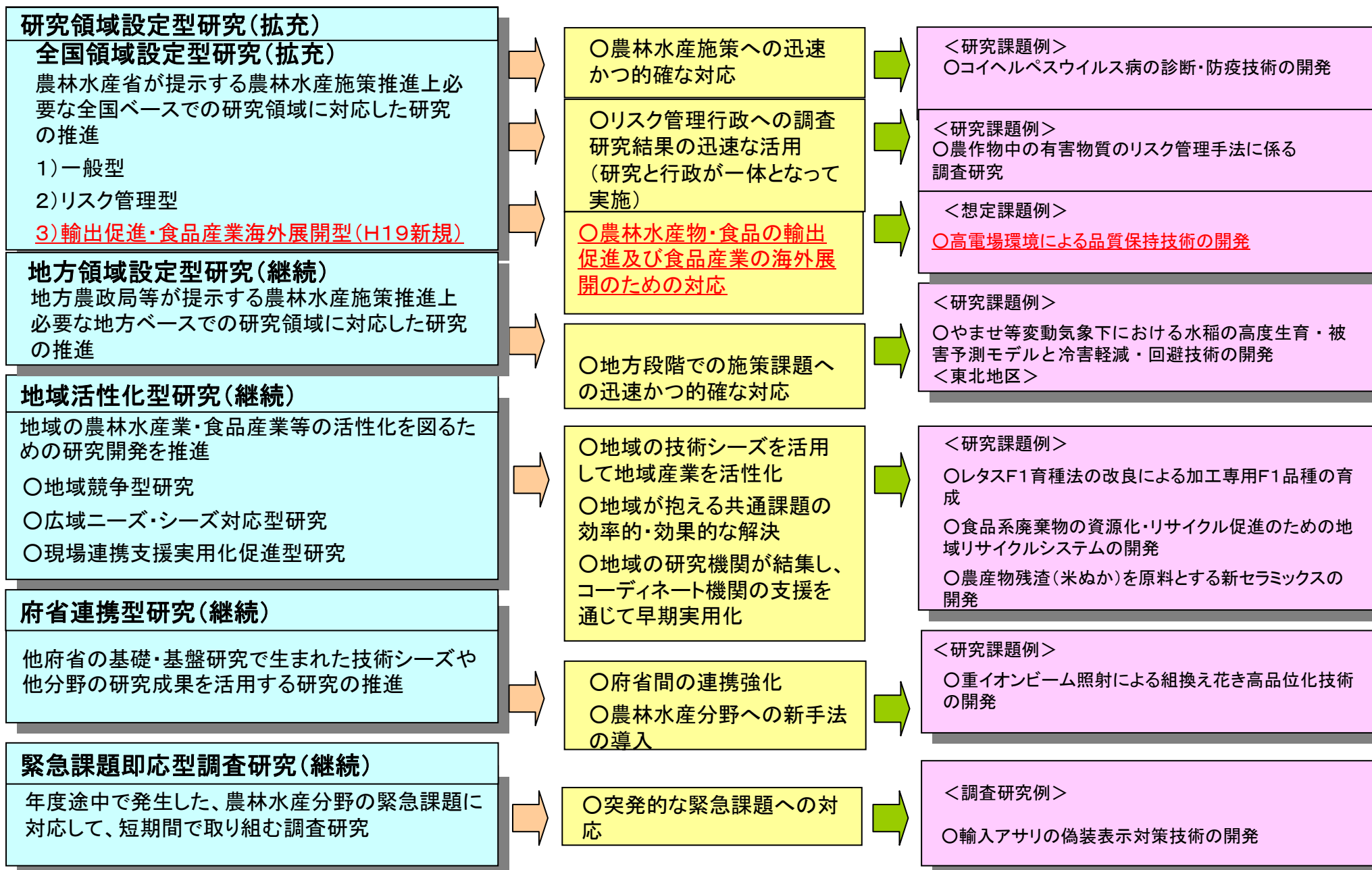
(別 紙)

### 高度化事業の普及・実用化の事例

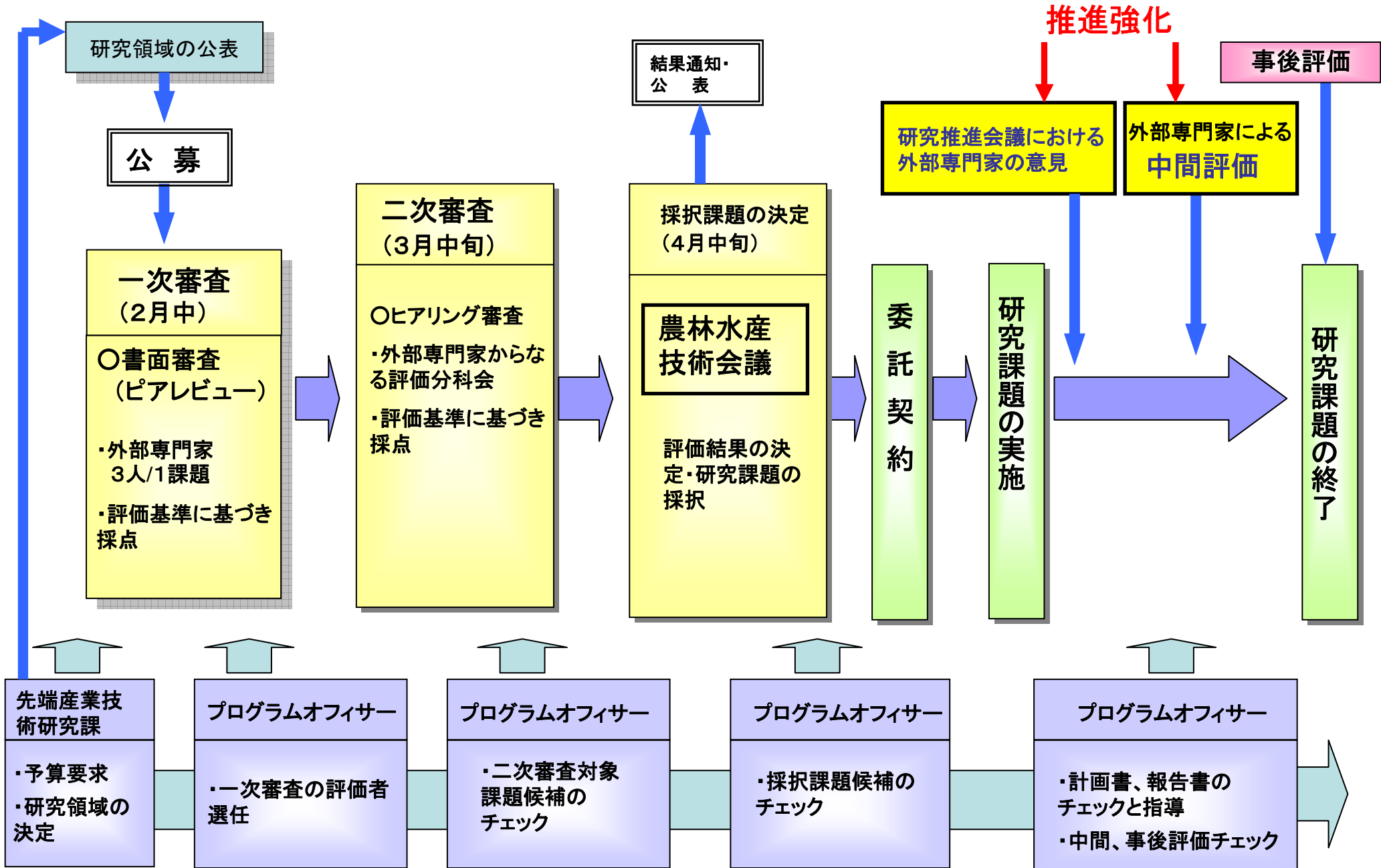
課題名 (研究期間)	研究成果	普及・実用化の状況
<b>研究領域(行政施策)に対応した研究</b>		
野菜・茶及びウメの原産地表示判別技術の開発 (H14～H16)	元素濃度による原産地識別法、DNAマーカーによる品種識別法	(財)日本食品分析センター、税関による輸入品検査などの公的検査に活用中。
近縁魚類等の種判別及び漁獲地域判別技術の開発 (H14～H16)	近縁魚類種判別技術	(独)農林水産消費技術センターの水産物の品質表示の点検、税関による輸入品検査などの公的検査に活用中。
輸入アサリの偽装表示対策技術の開発 (H17)	中国大陸産と国内産アサリの判別技術	研究成果をマニュアル化し、実際の検査を行う(独)農林水産消費技術センターへ技術を移転し、検査現場で活用中。
残留農薬評価のための地域特産物の分類及び迅速検出法の開発 (H15～H17)	イムノアッセイ法による残留農薬迅速検査システムの開発	殺菌剤クロロタロニル用キットは、16都道府県(秋田、千葉、静岡、長野、兵庫、長崎等)の24JAで活用中。
<b>生産技術の開発</b>		
寒締め野菜の高品質シナリオの策定と生産支援システムの開発 (H15～H17)	寒締めホウレンソウの生育モデルの開発、寒締め野菜の新規品目の選定、栽培指針作成	(2005～2006冬期) (コマツナ)青森県70a (ホウレンソウ)秋田県240a、岩手県2500a、福島県160a、北海道で開始
施肥・灌水精密制御による品質保証できるトマトの袋培地生産技術 (H15～H17)	袋培地栽培システム	愛知県東三河地域のトマト農家を中心に50戸(5.5ha)に普及。
コンテナ栽培イチジクの溶液施肥技術と冬季収穫技術の開発 (H15～H17)	施設栽培におけるコンテナ土壌水分管理及び施肥管理技術	愛知県内のイチジク農家に普及(8戸、80a)
<b>果実・野菜の流通・加工技術の開発</b>		
かき刀根早生果実における水ストレス誘導性エチレンの制御による軟化止技術の確立 (H14～H16)	刀根早生果実用の軟化の発生を抑制する従来より防湿能力が向上した低価格な段ボール箱を開発	和歌山県の刀根かき産地に導入され、流通コストの削減が図られ、果実の品質向上に役立っている。 (H18実績100万ケース 梱包果実7500t)
ネギ類成分の特性を生かした新規利用加工技術の開発 (H15～H17)	ネギ類の特異成分を利用した商品開発	辛味のないタマネギジュースはH18年6月から販売開始、ラッキョ入りカマボコを商品化

酵素急速含浸法を用いた硬さ制御技術・機能食品素材の開発 (H15～H17)	高齢者等のそしゃく困難者用食品	H18年4月から4品目(大豆、筍、ふき等)を販売開始予定
<b>施設栽培技術の開発</b>		
施設園芸生産のためのユビキタス環境制御システムの開発 (H16～H17)	コンピューター基板、基盤的ソフトウェア、実用型ノード	ユビキタス環境制御システム応用製品開発企業向けに販売されている。
拍動自動灌水装置を機軸とする資源利用型低コスト園芸技術の開発 (H15～H17)	ソーラーポンプを利用した低コスト日射制御型拍動自動灌水装置	香川県で花き(マーガレット、キク)栽培、みかん、兵庫県では茶園に普及
太陽光発電利用による低コスト型施設内複合環境システムの開発 (H14～H16)	太陽光発電を利用したパイプハウス用サイド換気装置	園芸施設専用軽量太陽光発電装置が販売開始され、30台が園芸ハウス等へ導入済
<b>生産現場を支援するシステムの開発</b>		
リモートセンシング技術を活用する水稻生産調整現地確認簡略化法の開発 (H14～H16)	モバイルGISとGPSによるほ場作付け状況確認システム	宮城県、熊本県、宮崎県、福岡県の7JAで活用されている。
大規模収穫・調整に適した品質向上のための小麦適期収穫システム (H14～H16)	気象観測ロボット網を活用する250mメッシュの小麦成熟予測システム	現地(北海道芽室町)の農業団地で活用
LAMP法と黄化葉巻病常発地を活用した抵抗性トマト選抜法 (H15～H17)	トマト黄化葉巻病診断キット	トマト黄化葉巻病診断キットは産地での栽培苗の感染判定やコナジラミの保毒率の検定に活用されている。
<b>農産物のトレーサビリティ技術の開発</b>		
生産から消費にわたる食農情報インフラの構築 (H15～H17)	「全農安心システム」と青果ネットカタログ「SEICA」の連携システムと「SEICA」の高度化	いばらぎ農産物ネットカタログに農産物140登録 「SEICA」の高度化により登録数の増加(登録農家等数約1700)

# 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の概要 (平成19年度)



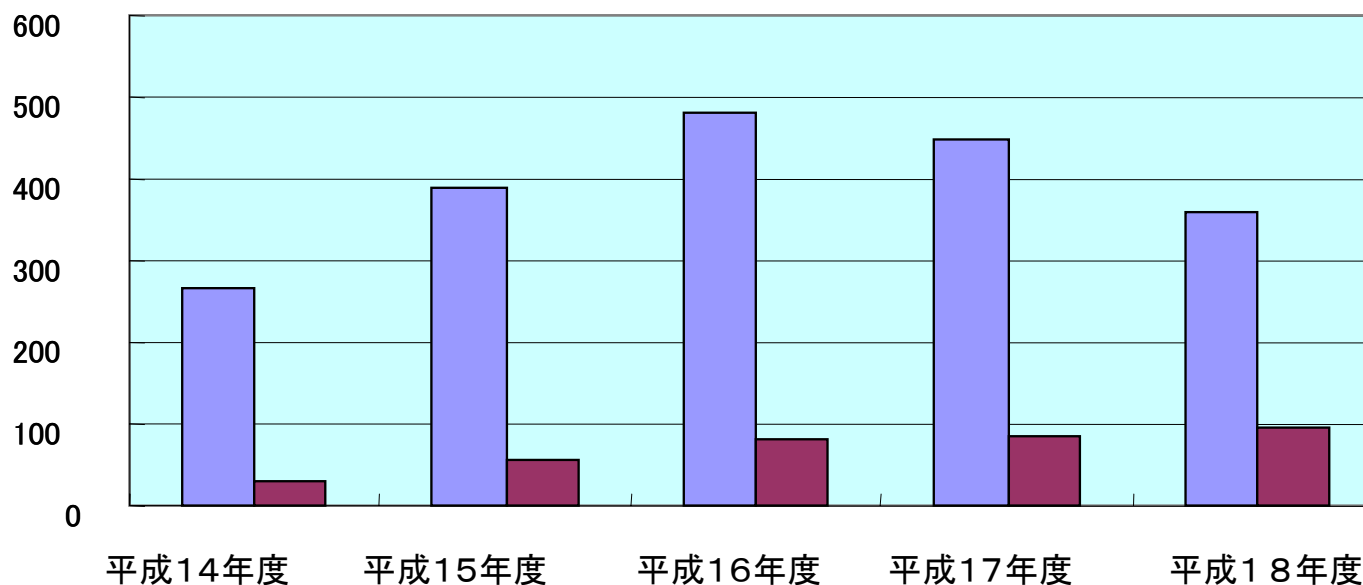
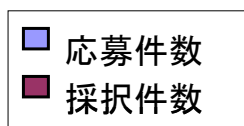
# 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の推進について





## 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の応募状況

### ● 応募状況の推移



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
応募件数	266	389	483	457	360
採択件数	30	54	83	94	97
採択率	11%	14%	17%	20%	27%

注:平成18年度の採択件数は4月分のみ。

## 参 考 资 料

## ○農林水産省における研究開発評価に関する指針（関係部分抜粋）

### 第4 研究制度評価

#### 4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて研究制度の評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価対象となる研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い自己評価を実施し、評価専門委員会に報告する。
- ③ 評価専門委員会は、②の自己評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価結果を決定し、技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は、評価専門委員会の決定をもって技術会議の評価結果の決定とするとともに、評価結果を踏まえて、研究制度の見直し、運用の改善、予算の配分等、所要の措置を行う。

## ○研究開発評価実施要領（関係部分抜粋）

### 第3 研究制度評価

#### 1 評価の対象及び評価の時期

##### （2）中間評価

評価の対象は、5年以上継続している研究制度とし、評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、制度開始又は前回の中間評価から5年間が経過する時点の前に実施するものとする。

#### 2 評価の方法

- ① 評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準は別表1を原則とする。
- ② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課の総括の下、研究制度の担当課が実施する。

研究開発評価実施要領：別表1

研究制度評価の評価項目及び評価基準

評価区分	評価項目		評価基準
中間評価	①必要性	<p>農林漁業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況の変化を踏まえ、</p> <p>a. 農林水産研究基本目標等関連する上位計画との関係の明確性</p> <p>b. 国が関与して実施又は推進する必要性</p> <p>c. 社会的ニーズから見た重要性</p>	<p>各評価項目について次の4段階で評価を行う。</p> <p>A：高い</p> <p>B：やや高い</p> <p>C：やや低い</p> <p>D：低い</p>
	②効率性	<p>a. 本制度の対象者の妥当性</p> <p>b. 進行管理(研究課題の選定手続、評価の実施等)の仕組みの妥当性</p> <p>c. 投入した資源と比べた成果の妥当性</p>	<p>各評価項目について次の4段階で評価を行う。</p> <p>A：妥当</p> <p>B：概ね妥当</p> <p>C：見直しが必要</p> <p>D：妥当でない</p>
	③有効性	<p>a. 研究目標の達成度</p> <p>b. 研究目標の今後の達成可能性</p> <p>c. 成果の実績・インパクト(新たな市場の開拓、農林水産業の発展、地域への貢献、知的資産の形成、人材の育成、事業化・実用化等)</p> <p>d. 進行管理に必要なデータを取得する仕組みの有効性</p>	<p>各評価項目について次の4段階で評価を行う。</p> <p>A：高い</p> <p>B：やや高い</p> <p>C：やや低い</p> <p>D：低い</p>
<p>[総括評価基準]</p> <p>①～③の観点を踏まえ総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>1 高く評価できる。</p> <p>2 妥当である。</p> <p>3 見直しが必要である。</p> <p>4 中止すべき。</p>			

## ○評価専門委員会委員名

- 貝沼 圭二（元国際農業研究協議グループ(CGIAR)科学理事会理事)
- 池上 徹彦（文部科学省宇宙開発委員会委員）
- 岩間 和人（北海道大学大学院農学研究科教授）
- 金濱 耕基（東北大学大学院農学研究科教授）（座長）
- 木村 真人（名古屋大学大学院生命農学研究科教授）
- 鈴木 敦（弁理士）
- 鈴木 鐵也（北海道大学大学院水産科学研究科教授）
- 世古 晴美（兵庫県農林水産技術総合センター作物部長）
- 田中 隆治（サントリー株式会社顧問）
- 西村 いくこ（京都大学大学院理学研究科教授）
- 林 良博（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）
- 三野 徹（京都大学大学院農学研究科教授）
- 門間 敏幸（東京農業大学国際食料情報学部教授）